

農業委員会名簿

出席	役職	氏名	備考
出席	会長	日永 熙	
出席	副会長 (職務代理者)	渥美 誠	
出席	副会長	吉川 靖雄	
出席	副会長	山田 臣一	
出席	委員	辻 義則	
出席	委員	堀田 守	
出席	委員	加藤 さゆみ	
出席	委員	伊藤 里海	
出席	委員	飯田 勝	
出席	委員	大橋 一之	
出席	委員	加藤 博由	
出席	委員	服部 鉄男	
出席	委員	後藤 和子	
欠席	委員	山田 真弘	
出席	委員	清水 利泰	

事務局出席者

氏 名	氏 名
産業振興課長（事務局長）	滝 川 豊 彦
課長補佐（事務担当）	小 島 邦 孝
主 任（事務担当）	若 松 孝 志
主 事（事務担当）	溝 口 雅 也



<p>会長</p>	<p>《会長あいさつ》</p> <p>それでは、本日の出席者数は15名中14名で、定足数に達しておりますので、只今より10月定例農業委員会を開会します。</p> <p>審議に入ります前に、日程第1、本日の議事録署名者を私より指名致します。ご異議ありませんか。</p> <p>《異議なしの声》</p> <p>それでは、 議席番号14番 清水 利泰 委員 議席番号 1番 辻 義則 委員</p> <p>を指名しますので宜しくお願いします。</p> <p>それでは只今より、議事日程に基づき議案審議に入らせていただきます。</p> <table border="0" data-bbox="379 987 1481 1379"> <tr> <td>議案第22号</td> <td>農地法第3条の規定による許可申請</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>議案第23号</td> <td>農地法第5条の規定による許可申請</td> <td>11件</td> </tr> <tr> <td>決定第7号</td> <td>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について</td> <td>24件</td> </tr> <tr> <td>専決報告</td> <td>1. 農地法第3条の3第1項の規定による届出</td> <td>10件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2. 農地法第4条第1項第7号の規定による届出</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4. 現況証明願</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>報告</td> <td>1. 農地法第18条第6項の規定による通知</td> <td>1件</td> </tr> </table> <p>それでは、議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請2件について審議をお願いします。</p> <p>それでは、事務局より説明をお願いします。</p>	議案第22号	農地法第3条の規定による許可申請	2件	議案第23号	農地法第5条の規定による許可申請	11件	決定第7号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について	24件	専決報告	1. 農地法第3条の3第1項の規定による届出	10件		2. 農地法第4条第1項第7号の規定による届出	1件		3. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出	1件		4. 現況証明願	2件	報告	1. 農地法第18条第6項の規定による通知	1件
議案第22号	農地法第3条の規定による許可申請	2件																							
議案第23号	農地法第5条の規定による許可申請	11件																							
決定第7号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について	24件																							
専決報告	1. 農地法第3条の3第1項の規定による届出	10件																							
	2. 農地法第4条第1項第7号の規定による届出	1件																							
	3. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出	1件																							
	4. 現況証明願	2件																							
報告	1. 農地法第18条第6項の規定による通知	1件																							
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》(1番から2番の譲受人住所氏名・譲渡人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明)</p> <p>以上、2件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しない為、許可要件を全て満たしていると思われます。以上で説明を終わります。</p>																								
<p>会長</p>	<p>只今、事務局より議案第22号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p>																								

<p>会長</p>	<p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、議案第 2 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請 2 件について賛成の方は挙手をお願いします。</p>
<p>会長</p>	<p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、許可することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第 2 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請 1 1 件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》</p> <p>(1 番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、昭和 4 8 年に会社を設立し、愛西市や津島市などで土木工事業を営んでいます。現在、津島市内で行っている公共工事について、現場周辺で資材置場を借りることができず、大変困っております。多少、不便ではありますが、当社の役員が所有する農地を一時的に資材置場にする事で、急場をしのぐことができます。今回の申請にて、申請地を借り受け、資材置場として一時的に利用する計画です。</p> <p>(2 番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、平成 2 0 年に愛西市で会社を設立し、土木工事業などを営んでいます。事業も順調に推移し、従業員の追加募集をするなど、今後も安定した需要が見込まれます。現在の事業所は自宅と併用で、資材置場は借地にて対応しておりますが、大変手狭であることと、借地契約の更新を断られるのではないかと不安から、土地を所有して資材置場を設置したいと思いましたが、会社からの距離や希望する面積などを不動産屋に伝え、条件に合う雑種地などを探しましたが見つからず、今般の申請にて、申請地を買い受け、資材置場及び駐車場として利用する計画です。</p> <p>(3 番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 太陽光の申請です。計画では 288 枚のパネルを設置し、総事業費は約〇〇万円となっております。なお、基礎工事は、専用架台、敷地周辺はフェンスで囲い、地表面につきましては防草シート敷とし、雨水は自然浸透させる計画です。</p> <p>(4 番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 太陽光の申請です。計画では 288 枚のパネルを設置し、総事業費は約〇〇万円となっております。なお、基礎工事は、専用架台、敷地周辺はフェンスで囲い、地表面につきましては防草シート敷とし、雨水は自然浸透としますが、隣接する農地には、流れ込まないようにする計画です。</p>

事務局

(5番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 太陽光の申請です。計画では192枚のパネルを設置し、総事業費は約〇〇万円となっております。なお、基礎工事は、専用架台、敷地周辺はフェンスで囲い、地表面につきましては防草シート敷とし、雨水は自然浸透としますが、隣接する農地には、流れ込まないようにする計画です。

(6番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 太陽光の申請です。計画では120枚のパネルを設置し、総事業費は約〇〇万円となっております。なお、基礎工事は、専用架台、敷地周辺はフェンスで囲い、地表面につきましては防草シート敷とし、雨水は自然浸透としますが、隣接する農地には、流れ込まないようにする計画です。

(7番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、蟹江町内の住宅で夫と子供2人の4人で生活しております。これまで同居していた義理の父が亡くなり、遺産相続を話し合った結果、今住んでいる自宅を売却し、売買代金を相続人に遺産として分割することとなりました。そのため、新たな住居として実家の近くで家建て、両親の世話をしたいと思いましたが、私たち夫婦は土地を所有していないため、宅地や雑種地を住宅用地として探しましたが、なかなか条件の合う土地を見つけることができませんでした。住宅建築をあきらめかけていたところ、父の所有する農地を住宅敷地として使わせていただけることとなりました。今般の申請にて、申請地を借り受け、分家住宅を建築する計画です。

(8番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、愛西市内の賃貸住宅で妻と子供2人の4人で生活しております。子どもが生まれると家財道具も増え、大変手狭で困っています。妻と相談して、このまま賃貸住宅に住むよりも、実家の近くで家建て、両親の手助けをしたいと思います。私たち夫婦は土地を所有していないため、住宅用地として宅地や雑種地を探しましたが、条件の合う土地を見つけることができませんでした。住宅建築をあきらめかけていたところ、父の所有する農地を住宅敷地として使わせていただけることとなりました。今般の申請にて、申請地を借り受け、分家住宅を建築する計画です。

(9番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、昭和58年に会社を設立し、名古屋市に本社を置き、主に変圧器の製造・販売業を営んでいます。愛西市にも工場を置き、工場等に設置する変圧器を製造し海外工場に輸出しております。事業も順調に推移し、新工場の建設が進む中、従業員駐車場として利用している場所に、新たな板金工場を建設する計画が進んでおり、いま働いている従業員と新規に募集する従業員の駐車場が不足する時期が差し迫っています。駐車場用地として雑種地や白地農地を探しましたが条件に合う農地を見つけることはできませんでした。そんな折、農地の所有者から必要な面積を譲っていただける話がまとまりました。今般の申請にて申請地を買い受け、駐車場を設置する計画です。

事務局	<p>(10番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 太陽光の申請です。計画では192枚のパネルを設置し、総事業費は約〇〇万円となっております。なお、基礎工事は、専用架台、敷地周辺はフェンスで囲い、地表面につきましては砂利敷とし、雨水は自然浸透としますが、隣接する農地には、流れ込まないようにする計画です。</p> <p>(11番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、平成11年から個人事業主として愛西市で足場施工業を営んでいます。平成13年に、それまで仕事をいただいていた会社が廃業することになり、資材一式と資材置場の借地契約を引き継ぎました。しかし、今回、借地契約の更新が不調となったため、新たに資材置場の用地を探さなければならなくなりました。会社からの距離や希望する面積などを不動産屋に伝え、条件に合う雑種地などを探しましたが見つからず、今般の申請にて、申請地を買い受け、資材置場として利用する計画です。</p> <p>以上、11件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、事務局より議案第23号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請11件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p> <p>続きまして、決定第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定についての説明をお願いします。</p>

事務局	<p>《事務局説明》（1番から24番の譲受人住所氏名、譲渡人住所氏名、申請地、面積、公告期間、作物名、権利の設定、新再設定を朗読及び説明）</p> <p>決定第7号の農地利用集積計画につきましては、件数も多いため、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。議案番号1番から24番、全体筆数96筆、面積は108,484㎡でございます。円滑化団体の、あいち海部農業協同組合さんが受人となって利用権設定された筆数は48筆、54,242㎡でございます。その他の受人の方は、7名の方々に、合計48筆、面積は54,242㎡でございます。内容につきましては、作物は水稻、いちごでございます。公告年月日は2019年10月31日、契約開始年月日は2019年11月1日、権利の内容は全て賃借権でございます。以上、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。尚、この事案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を全て満たしていると思われまふ。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、事務局より決定第7号について簡略した内容ではございますが、説明させていただきました、何かご質問はございますか。</p> <p>（発言なし）</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、決定第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（全員挙手）</p> <p>有り難うございました。</p> <p>全員賛成ですので、市へ答申する事に決定させていただきます。</p> <p>続きまして、専決報告4件について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>（専決報告 農地法第3条の3第1項の規定による届出 1番から10番の申請者住所氏名、申請地・地目・面積、申請内容・権利・取得事由、斡旋希望の有無、を朗読説明）以上、10件の届出を受理いたしました。</p> <p>（専決報告 農地法第4条第1項第7号の規定による届出 1番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明）以上、1件の届出を受理いたしました。</p> <p>（専決報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 1番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明）以上、1件の届出を受理いたしました。</p>



事務局	<p>(専決報告 現況証明願 1番から2番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明))以上、2件の証明願を受理いたしました。なお、この事案につきましては、事務局にて申請書類を確認し、証明させていただきました。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、専決報告 4件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。 それでは質問もないようですので、専決報告については終了させていただきます。</p> <p>続きまして、報告 1件 について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》 (報告 農地法第18条第6項の規定による通知 1番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積、当初の目的、事由、備考を朗読説明)以上、1件の合意解約の通知を受付いたしました。</p>
会長	<p>只今、報告 1件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。 それでは、質問もないようですので、報告については終了させていただきます。</p> <p>これをもちまして、10月定例農業委員会に付託された案件の審議を終了します。</p> <p>(終了 午前9時17分)</p>

上記のとおり会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和元年10月21日

会 長 日 永 照

議事録署名者

議席番号 14番委員 清 水 利 泰

議事録署名者

議席番号 1番委員 辻 義 則